〈財形住宅預金規定〉

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年 1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは、1 口 100 円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、契約の証を発行し、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類、継続方法)

- (1) 預入れの預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金は、口座開設日から1年毎の応当日において、預入日(継続をしたときはその継続日。 以下同様とします。)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指 定定期預金を含みます。)は、満期日が到来したものとし、これらの元利金の合計額をもって、1 口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても同様とします。

3. (預金の支払方法)

この預金は、持家としての住宅の取得または住宅の増改築等(以下「住宅の取得等」といいます。) の費用に充当するときに次により支払います。

(1) 住宅の取得等後の支払い

住宅の取得等の日から 1 年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(または写し)を当店に提出してください。

この場合、住宅の取得等に要する費用の額を限度として1回に限り支払います。

(2) 住宅の取得等前の支払い

当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の建設工事の請 負契約書等の所定の書類の写しを当店に提出してください。

また、支払日から 2 年以内かつ住宅の取得等の日から 1 年以内に、住宅の登記簿謄本等の所定の書類(または写し)を当店に提出してください。

この場合、次のいずれか低い額を限度として1回に限り支払います。

- ① この預金の残高の90%に相当する額
- ② 住宅の取得等に要する費用の額
- (3) 前項の支払いをした場合において、住宅の取得等に要する費用の額が当該支払いの額を超えているときは、その超過額を限度として1回に限り支払います。

この場合、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに当店に提出してください。

なお、支払期限は支払日から2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内とします。

【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数および預入日における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ① 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率
 - ② 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」といいます。)

(2) 利率は、当行所定の日に変更します。

この場合、新利率は変更日以後に預入れられる預金についてその預入日(すでに預入れられている預金については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第3項により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の②乃至⑥の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における 普通預金の利率とします。

① 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

② 6ヵ月以上1年未満 2年以上利率×20%

③ 1年以上1年6ヵ月未満 2年以上利率×30%

④ 1年6ヵ月以上2年未満 2年以上利率×40%

⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 2年以上利率×50%

⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 2年以上利率×60%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約)

- (1) この預金は当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) やむを得ない事由により、この預金を第3条の支払方法によらずに支払う場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して契約の証とともに当店に提出してください。
- (3) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。
 - ① 預金者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力

【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって するなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

6. (退職時等の取扱い)

- (1) 非課税の適用を受ける預金について、退職等の理由により非課税の適用を受けられないこととなった場合、その理由が生じた日以後はその預金の自動継続を停止します。なお、当該理由が生じた日の1年後の応当日までに最長預入期限が到来しない預金については、その応当日を最長預入期限として取扱います。
- (2) 退職等の事由が生じた日以後2年以内に転職等を行った場合には、所定の手続きをすることにより、新たな取扱金融機関において引き続き預入することができます。

7. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用がうけられなくなるとともに、 すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで) にわたり溯って20.315%(国税15.315%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。

ただし、預金者の死亡、重度障害の事由による払出しの場合は除きます。

- ① 住宅の取得等以外の目的で支払いをする場合
- ② 住宅の要件、支払金額、支払期限等を満たさない支払いがあった場合
- ③ 必要書類が所定の期間内に提出されなかった場合

8. (差引計算等)

(1) この預金の支払後に住宅の取得等の要件を満たさない事実が判明し、その日においてこの預金に 残高がある場合には、当行は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるも のとします。

【財産形成預金・積立式定期預金・定期積金規定集】

- ① 当該事実が判明した日に、この預金を解約のうえその元利金から税額を追徴します。
- ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する場合の定期預金の利率はその約定利率とします。

9. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入れができなくなった場合には、 当該事実の生じた日から6ヵ月以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入れ することができます。

10. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後に支払われる利息 については、非課税の適用はうけられません。

- (1) 第1条第1項ならびに第2項による以外の預入れがあった場合
- (2) 定期預入が2年以上されなかった場合 (法令で定められている場合を除く。)
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合

11. (育児休業等による預入中断時の取扱い)

勤労者が育児休業等を事由とした預入の中断を行う場合は、所定の手続きにより、子が3歳に達するまでは非課税措置を受けながら財形非課税貯蓄を継続できます。

- (1) 育児休業等の期限後の最初の払込がされる日(再開日)に金銭の払込みがなかった場合は、育児休業前の最後の定期預入日から2年以内であっても、育児休業等の終了日後に支払われる利子から課税します。ただし、再開日の前日までに不適格事由が発生した場合を除きます。
- (2) 育児休業等の期間を変更する場合は、期間の終了日(期間を短縮する場合は、短縮した期間の終了日)までに、当行所定の書面により当店に申出てください。

12. (規定等の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月現在)